

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告は、申立人らに対する頭書付審判請求事件について、原裁判所が、請求人代理人のうち一名に対し右事件の記録の一部（付審判請求についての検察官作成の意見書の別紙）を閲覧・謄写させる旨決定したのに対し、その取消を求めて申し立てられているものであるが、右のような決定は、訴訟手続に関し判決前にした決定に準ずるものとして、これに対し刑訴法四三三条の抗告をすることは許されない。

よつて、本件申立は不適法であるから、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五六年六月二二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	鹽	野	宣	慶
裁判官	栗	本	一	夫
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	宮	崎	梧	一